

令和8年度南陽市木質燃料利用促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和8年度南陽市木質燃料利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能な木質バイオマス資源のエネルギー利用を促進することにより、市民の木材利活用に対する興味関心を高め、森林資源循環型ライフスタイルの普及・定着を推進することを目的に、市内の住宅等において薪ストーブ、ペレットストーブなどの木質バイオマス燃焼器（以下「薪ストーブ等」という。）を設置する者に対して、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和42年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の住宅、事業所又は農業用施設等に薪ストーブ等を購入し、及び設置する者で、事業完了時に市内に住所を有するもの
- (2) 薪ストーブ等の設置が完了し、令和9年2月12日まで現地確認が可能なもの
- (3) 納期限の到来した市税等を完納している者

2 補助金の交付の申請をすることができる回数は、事業実施年度内において1回を限度とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、薪ストーブ等の設置に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 機器類の購入経費（取付部品等を含む。）
- (2) 機器類の取付けに要する経費

2 補助金の額は、薪ストーブ等1台当たり前項で定める補助対象経費の6分の1の額又は5万円のいずれか低い額とする。ただし、算定された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 設備の形状、規格等を説明する資料(カタログ等)
- (3) 設置予定場所の写真
- (4) 納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 規則第8条に規定する通知は、交付決定通知書(別記様式第2号)によるものとする。

(変更の承認)

第6条 規則第7条第1項に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業の中止
- (2) 補助対象経費の2割を超える増減
- (3) 薪ストーブ等の設置場所の変更

2 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前項各号に掲げる変更をしようとするときは、事業計画変更(中止)承認申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、薪ストーブ等の設置が完了したときは、実績報告書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、薪ストーブ等の設置の完了後30日を経過する日又は令和9年1月29日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 設置経費が明記されている領収書の写し
- (2) 薪ストーブ等の設置状況を示す写真
- (3) 令和8年度やまがた未来くるエネルギー補助金(以下「県補助金」という。)の交付決定を受けている者においては、県補助金申込書及び当該申込に係る添付書類の写し、県補助金の交付決定通知書又は受理決定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(帳簿等の保存)

第8条 帳簿及び証拠書類は、令和14年3月31日まで保存しなければならない。

(取得処分の管理)

第9条 交付決定者は、薪ストーブ等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期

間、適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、交付決定者は、天変地異その他補助事業者の責に帰すことのできない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第10条 補助の対象となった薪ストーブ等は、法定耐用年数を経過することとなるまでは、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。